○聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

平成７年３月３１日
公安委員会規則第３号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則をここに公布する。

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　聴聞
第１節　主宰者、代理人等（第３条―第７条）
第２節　聴聞の進行（第８条―第１６条）
第３節　聴聞調書等（第１７条―第１９条）
第３章　弁明の機会の付与（第２０条―第２４条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、他の条例又は規則（以下「条例等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び条例等の規定により公安委員会の権限に属する事務を委任された職員（以下「公安委員会等」という。）が条例等に基づいて行う不利益処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与の手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 主宰者　山口県行政手続条例（平成７年山口県条例第１号。以下「条例」という。）第１８条第１項の規定により聴聞を主宰する者をいう。

(2) 当事者　条例第１４条第１項又は条例第２７条の規定による通知を受けた者（条例第１４条第４項後段（条例第２８条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。

(3) 関係人　当事者以外の者であって不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。

(4) 参加人　条例第１６条第１項の規定により聴聞に関する手続に参加する関係人をいう。

第２章　聴聞

第１節　主宰者、代理人等

（主宰者の指名）

第３条　条例第１８条第１項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

２　主宰者は、公安委員会の委員又は聴聞を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる警察職員のうちから指名する。
３　主宰者が条例第１８条第２項各号のいずれかに該当するに至ったときは、公安委員会等は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。
（代理人）
第４条　条例第１５条第３項（条例第１６条第３項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当事者又は参加人が代理人に対して当事者又は参加人のために聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書（別記第１号様式）により行うものとする。
２　条例第１５条第４項（条例第１６条第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代理人資格喪失届出書（別記第２号様式）により行うものとする。
（参加人）
第５条　条例第１６条第１項の規定による許可の申請は、聴聞の期日の４日前までに、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した参加人許可申請書（別記第３号様式）を主宰者に提出することにより行うものとする。
２　主宰者は、条例第１６条第１項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った関係人に対し書面により通知するものとする。
（補佐人）
第６条　条例第１９条第３項の許可の申請は、聴聞の期日の４日前までに、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書（別記第４号様式）を主宰者に提出することにより行うものとする。
２　主宰者は、条例第１９条第３項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。
３　補佐人は、聴聞の期日において意見の陳述その他必要な補佐をすることができる。
４　補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。
５　条例第２１条第２項（条例第２４条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた条例第１９条第３項の許可に係る事項につき補佐するものについては、新たに同項の許可を得ることを要しないものとする。
（参考人）
第７条　主宰者は、当事者若しくは参加人の申出により又は職権で、適当と認

める者に対し、参考人として聴聞の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

２　前項の申出は、聴聞の期日の４日前までに、聴聞の件名、参考人として聴聞の期日への出頭を求める者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書（別記第５号様式）を主宰者に提出することにより行うものとする。

３　主宰者は、前項の申出に係る者に参考人として聴聞の期日への出頭を求める場合には、速やかに、その旨を当該申出を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

第２節　聴聞の進行

（聴聞の通知）

第８条　条例第１４条第１項の規定による通知は、聴聞通知書（別記第６号様式）により行うものとする。

（聴聞の期日及び場所の変更）

第９条　公安委員会等は、当事者の申出により又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

２　前項の申出は、聴聞の期日又は場所の変更を求めるやむを得ない理由を記載した聴聞期日・場所変更申出書（別記第７号様式）を公安委員会等に提出することにより行うものとする。

３　公安委員会等は、第１項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を聴聞期日・場所変更通知書（別記第８号様式）により当事者及び参加人に通知しなければならない。

（文書等の閲覧の手続等）

第１０条　条例第１７条第１項の規定による閲覧の求めは、聴聞の件名及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した文書閲覧請求書（別記第９号様式）を公安委員会等に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

２　公安委員会等は､条例第１７条第１項又は第２項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。この場合において、公安委員会等は、当該当事者又は参加人が聴聞の期日における審理に必要な準備を行うことを妨げることがないよう配慮するものとする。

３　条例第１７条第２項の閲覧の求めがあった場合において、公安委員会等が当該求めのあった聴聞の期日において閲覧させることができないとき（閲覧を拒否するときを除く。）は、主宰者は、条例第２１条第１項の規定により当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（証拠書類等の提出を受けた場合の手続）

第１１条　主宰者は、条例第１９条第２項又は条例第２０条第１項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録

（別記第１０号様式）を作成しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 提出を受けた年月日

(3) 提出をした者の氏名及び住所

(4) 提出を受けた証拠書類等の標目

２　主宰者は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

３　主宰者は、必要がなくなったときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請書（別記第１１号様式）と引換えに行わなければならない。

（聴聞の審理の公開）

第１２条　公安委員会等は、条例第１９条第６項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

２　前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

（聴聞の期日における陳述の制限等）

第１３条　主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が聴聞に係る事案の範囲を超えて発言するとき、その他聴聞の期日における審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、その発言を制限することができる。

２　主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の期日における審理の秩序を維持するために必要があると認めるときは、秩序を乱した者に対し退場を命じ、その他聴聞の期日における審理の秩序を維持するため聴聞等の秩序維持に関する規則（平成４年国家公安委員会規則第１号）に定める措置をとることができる。

（陳述書の提出の方法）

第１４条　条例第２０条第１項の規定による陳述書の提出は、提出をする者の氏名、住所、聴聞の件名及び聴聞に係る事案についての意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞の続行の通知）

第１５条　条例第２１条第２項本文の規定による通知は、聴聞続行通知書（別記第１２号様式）により行うものとする。

（聴聞の再開の通知）

第１６条　条例第２４条において準用する条例第２１条第２項本文の規定による通知は、聴聞再開通知書（別記第１２号様式）により行うものとする。

第３節　聴聞調書等

（聴聞調書）

第１７条　条例第２３条第１項の調書は、聴聞調書（別記第１３号様式）に次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、

第４号、第６号及び第７号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 聴聞の期日及び場所

(3) 主宰者の職名及び氏名

(4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人（条例等の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。第８号において同じ。）の氏名及び住所

(5) 当事者（代理人を含む。）が聴聞の期日に出頭しなかった場合には、その氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無

(6) 説明を行った公安委員会等の職員の職名及び氏名

(7) 公安委員会等の職員の説明の要旨

(8) 当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人の陳述（陳述書によるものを含む。）の要旨

(9) その他参考となるべき事項

２　聴聞調書には、第１１条第１項の提出物目録を添付するほか、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

（聴聞報告書）

第１８条　条例第２３条第３項の報告書は、聴聞報告書（別記第１４号様式）に次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

(1) 意見

(2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

(3) 理由

（聴聞調書等の閲覧）

第１９条　条例第２３条第４項の規定による閲覧の求めは、聴聞の件名及び閲覧をしようとする調書又は報告書の別を記載した聴聞調書等閲覧請求書（別記第１５号様式）を、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては公安委員会等に提出することにより行うものとする。

２　主宰者又は公安委員会等は、条例第２３条第４項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

第３章　弁明の機会の付与

（弁明の通知）

第２０条　条例第２７条の規定による通知は、弁明通知書（別記第１６号様式）により行うものとする。

（口頭による弁明の聴取）

第２１条　公安委員会等は、弁明を口頭ですることを認めたときは、その指名

する警察職員に弁明を録取させなければならない。
２　前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を弁明者に対し説明しなければならない。
（弁明調書）
第２２条　弁明録取者は、当事者が口頭による弁明をしたときは、次に掲げる事項を記載した弁明調書（別記第１７号様式）を作成し、これに記名押印しなければならない。
(1) 弁明の件名
(2) 弁明の日時及び場所
(3) 弁明録取者の職名及び氏名
(4) 弁明の日時に出頭した当事者又は代理人の氏名及び住所
(5) 当事者の弁明の要旨
(6) その他参考となるべき事項
２　第１７条第２項の規定は、前項の弁明調書について準用する。
３　弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、第１項の弁明調書を公安委員会等に提出しなければならない。
（弁明書の不提出等の場合における措置）
第２３条　公安委員会等は、条例第２７条の提出期限までに条例第２６条第１項の弁明書が提出されない場合、又は条例第２７条の日時に当事者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。
（準用規定）
第２４条　第４条、第１１条及び第１４条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第４条第１項中「条例第１５条第３項（条例第１６条第３項において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第２８条において準用する条例第１５条第３項」と、同条第２項中「条例第１５条第４項（条例第１６条第３項において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第２８条において準用する条例第１５条第４項」と、第１１条第１項中「主宰者」とあるのは「公安委員会等」と、「条例第１９条第２項又は条例第２０条第１項」とあるのは「条例第２６条第２項」と、同条第２項及び第３項中「主宰者」とあるのは「公安委員会等」と、第１４条中「条例第２０条第１項の規定による陳述書」とあるのは「条例第２６条第１項の規定による弁明書」と読み替えるものとする。
２　第９条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第１項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第２項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「聴聞期日・場所変更申出書」とあるのは「弁明日時・場所変更申出書」と、同条第３項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「聴聞期日・場所変更通知書」とあるのは「弁明日時・場所変更通知書」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則　（令和元年６月２８日公安委員会規則第１号）

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

附　則　（令和３年３月２３日公安委員会規則第３号）

この規則は、令和３年３月２３日から施行する。

附　則　（令和７年２月２８日公安委員会規則第１号）

この規則は、令和７年３月１日から施行する。

附　則　（令和８年５月１９日公安委員会規則第６号）

この規則は、令和８年５月２１日から施行する。

別記

第１号様式（第４条、第２４条関係）

代 理 人 資 格 証 明 書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

年　　月　　日　　において行われる聴聞弁明通知書(　　年　　月　　日付け第　　号)に係る弁明の機会の付与については、下記の者を代理人として選任し、私のために聴聞弁明の機会の付与に関する一切の行為をすることを委任します。

記

聴聞弁明の件名	
住所	
氏名	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第２号様式（第４条、第２４条関係）

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

　　年　　月　　日　　において行われる聴聞弁明通知書（　　年　　月　　日付け第　　号）に係る弁明の機会の付与については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

聴聞 弁明の件名	
住所	
氏名	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第３号様式（第５条関係）

参 加 人 許 可 申 請 書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

年　　月　　日　　において行われる聴聞に関する手続に参加することを申請します。

記

聴 聞 の 件 名	
聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明	
連　　絡　　先	電話

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第４号様式（第６条関係）

補 佐 人 出 頭 許 可 申 請 書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

年　　月　　日　　において行われる聴聞については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

聴聞の件名	
住　　所	
氏　　名	（　　歳） 職　業
当事者又は参加人との関係	
補佐する事項	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第５号様式（第７条関係）

参 考 人 出 頭 申 出 書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

年　　月　　日　　において行われる聴聞については、下記の者を参考人として聴聞の期日に出頭させたいので申し出ます。

記

聴聞の件名	
住　　所	
氏　　名	（　　歳） 職　業
陳述の要旨	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第６号様式（第８条関係）

（表）

第　　号

聴　聞　通　知　書

年　月　日

殿

印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る
の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

記

聴聞の件名		
予定される不利益処分の内容		
根拠となる条例等の条項		
不利益処分の原因となる事実		
聴聞の期日		年　月　日 時　分から
聴聞の場所		
聴聞に関する事務を所掌する組織	名称	
	所在地	

注　聴聞に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

（裏）

聴聞に際しての留意事項

１　あなたは聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

２　あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

３　あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を　　に提出してください。

４　聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の４日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。

５　参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、聴聞の期日の４日前までに主宰者に提出してください。

６　あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、
に対し、聴聞期日・場所変更申出書により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。

７　あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の主宰者	職　名 氏　名 連絡先
聴聞の公開の有無	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第７号様式（第９条、第２４条関係）

聴聞期日・場所
弁明日時・場所　変更申出書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

年　　月　　日　　において行われる　聴聞の／弁明の　期日・場所／日時・場所　については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

聴聞／弁明の件名	
理　　由	

注　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第８号様式（第９条、第２４条関係）

第　　号

聴聞期日・場所
弁明日時・場所　変更通知書

年　　月　　日

殿

印

年　　月　　日　　において行うこととしていた　聴聞の期日・場所／弁明の日時・場所　を下記のとおり変更したので通知します。

記

聴聞／弁明の件名		
区　　分	変　　更　　前	変　　更　　後
聴聞の期日／弁明の日時	年　　月　　日 時　　分から	年　　月　　日 時　　分から
聴聞／弁明の場所		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第９号様式（第１０条関係）

文 書 閲 覧 請 求 書

年　　月　　日

殿

住所

氏名

年　　月　　日　　において行われる聴聞に関し、下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

聴 聞 の 件 名	
閲覧をしようとする資料の標目	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第１０号様式（第１１条、第２４条関係）

提　出　物　目　録

年　月　日

印

第１９条第２項
山口県行政手続条例　第２０条第１項　の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書
第２６条第２項
類等を受領した。

記

聴聞 弁明	の件名	
提出者	住所	
	氏名	
提出を受けた年月日		

目録			
番号	標目	数量	備考

取扱者	職名	氏名　　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第１１号様式（第１１条、第２４条関係）

還　　付　　請　　書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目録			
番　　号	標　　目	数　　量	備　　考
取　　扱　　者	職名	氏名	㊞

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第１２号様式（第１５条、第１６条関係）

第　　号

聴　聞　続行／再開　通　知　書

年　　月　　日

殿

印

年　　月　　日　　において行った聴聞を続行／再開下記のとおり　　するので通知します。

記

聴聞の件名	
聴聞の期日	年　　月　　日 時　　分から
聴聞の場所	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第１３号様式（第１７条関係）

（表）

第　　号 聴　聞　調　書 年　月　日 主宰者の職名及び氏名 印	
聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
当事者の住所及び氏名（代理人・補佐人の住所及び氏名）	
参加者の住所及び氏名（代理人・補佐人の住所及び氏名）	
参考人の住所及び氏名	
聴聞の期日に出頭しなかった当事者（代理人）の住所及び氏名並びに出頭しなかったことにつき正当な理由があるかどうかの旨	
説明を行った公安委員会等の職員の職名及び氏名	

（裏）

公安委員会等の職員の説明の要旨	
当事者・参加人・代理人・補佐人・参考人の陳述の要旨	
その他参考となるべき事項	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第１４号様式（第１８条関係）

第　　号

聴　聞　報　告　書

年　月　日

主宰者の職名及び氏名

㊞

聴聞通知書（　　年　月　日付け第　　号）に係る聴聞を終結したのでその結果を報告します。

記

聴聞の件名	
意見	
聴聞に係る事実に対する当事者及び参加人の主張	
理由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第１５号様式（第１９条関係）

聴 聞 調 書 等 閲 覧 請 求 書

年　　月　　日

殿

住　所
氏　名

年　　月　　日　　において行われた聴聞に関し、下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

聴 聞 の 件 名	
閲覧をしようとする調書又は報告書の別	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第１６号様式（第２０条関係）

（表）

第　　号

弁　明　通　知　書

年　　月　　日

殿

印

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る山口県行政手続条例第１２条第１項第２号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる条例等の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年　　月　　日まで
備考	

注　弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

（裏）

弁明の機会の付与に際しての留意事項

１　弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。

２　弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

３　あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を　　に提出してください。

４　口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、　　に対し、弁明日時・場所変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第１７号様式（第２２条関係）

第　　号 弁　明　調　書 年　月　日 弁明録取者の職名及び氏名 印	
弁　明　の　件　名	
弁　明　の　日　時	
弁　明　の　場　所	
当事者の住所及び氏名 （代理人の住所及び氏名 ）	
当事者の弁明の要旨	
その他参考となるべき事　項	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。